

徳島県公安委員会規則第7号

徳島県公安委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会公印規則（平成15年徳島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表1の(2)専用公印の表10号印の項中「各警察署長」を「1 生活安全企画課長
2 各警察署長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。